

令和4年度 福岡県留置施設視察委員会の活動結果等について

■ 委員会設置の趣旨

平成19年6月1日に施行された「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置施設の運用状況の透明性を高め、被留置者の適正処遇を確保するために設けられた第三者機関です。

■ 委員会の組織

- ・ 委員は6人（弁護士、医師、教育関係者等）で組織されています。
- ・ 委員は、福岡県公安委員会が任命する非常勤特別職の地方公務員です。
- ・ 委員の任期は1年です。

■ 委員会の職務

委員会は、留置業務管理者（警察署長）等からの情報提供、留置施設の視察、被留置者との面接等により留置施設の運営状況を確認・把握し、留置業務管理者に対して改善等に関する意見を述べます。

■ 活動状況（令和4年6月15日から令和5年6月14日までの間）

留置施設の視察数	18施設
会議の開催回数	4回〔令和4年6月30日・令和4年11月25日〕 〔令和5年2月15日・令和5年5月17日〕
面接等の実施件数	被留置者から提出された意見・提案書 ～ 9通 被留置者との面接 ～ 3人 留置担当官との面談 ～ 21人

■ 留置施設の運営状況に対する委員会からの意見及び改善等の措置状況

1 日課時限について

意見の要旨	改善等の措置状況
日課時限は各留置施設で若干前後するものの、起床から就寝まで、洗面や食事、運動の時間が遅れるなどの問題は見当らなかった。	引き続き、適正な日課時限の確保に努めます。
各留置施設内の日課時限（1日のスケジュール表）の掲示について、文字を拡大し高齢者等にも見やすい表記、外国語の拡充等を検討されたい。	見えづらかった施設は掲示をより大きな文字に変更しました。 外国語については、今後の外国人の収容状況を検証し、拡充を検討します。
日課時限に限らず差入可能物品に関する情報等、被留置者に周知されるべき情報については、告知書への記載を検討し、被留置者への説明に役立てることは業務の省力化・効率化を図る上でも有益である。	今後、必要性を含め、見直しについて検討します。

2 居室内部の環境について

意見の要旨	改善等の措置状況
古い留置施設であっても、衛生上の問題はなかった。	引き続き、留置施設の適正な管理・運用に努めます。
留置施設内の時計の設置については、今後も積極的に推進されたい。	順次、設置する留置施設を拡充します。

3 洗面・ロッカー等の共用スペースについて

意見の要旨	改善等の措置状況
洗面施設、個人ロッカー等の設備に問題がある施設はなかった。	引き続き、施設の適正な管理・運用に努めます。
電気シェーバーの共用は、衛生面での危険が危惧されることから、個別貸与を検討するなど感染症対策に万全を期されたい。	個別貸与に必要な台数を調達するため、関係部署と協議を進めています。 なお、電気シェーバーは、使用の都度、アルコール消毒を実施して対応しています。

4 食事について

意見の要旨	改善等の措置状況
食事に関しては、例年、被留置者からの意見・要望が集中するが、相当の理由があり、栄養面、予算面で支障がなく、対応可能なものは、改善を検討されたい。	今後も被留置者の健康を維持するため、必要な栄養を備えた糧食を提供し、適正処遇の確保に努めます。 なお、被留置者の食事については、定期的に検査を実施し、厚労省が推奨する基準を満たしているかなどを確認しています。
被留置者の中には、複数の留置施設に留置された経験に基づき不満を述べる者もいることから、各留置施設において購入できる物品の統一を検討されたい。また、外国人向けに写真入りの購入品リストを備えた施設も存在することから、他の施設への拡大を検討されたい。	契約業者が対応できない場合もありますが、可能な限り物品の統一に努めます。 外国人向けの購入品リストについても、各留置施設の収容状況等に応じ、改善を検討します。

5 外部交通について

意見の要旨	改善等の措置状況
例年、1日あたりの手紙の発信数等の緩和、小机や書きやすい筆記具の導入要望があるが、留置担当官の負担にならない範囲で導入を検討されたい。	手紙の発信には、証拠隠滅の防止や重量超過がないように一定の制限を設けていますが、緊急性が高いと判断されるものなどについては、例外的に発信を認めるなど、個別に対応しています。 小机や書きやすい筆記具の導入についても他県の使用状況等を参考に必要性等を検討します。

6 書籍について

意見の要旨	改善等の措置状況
今後も、外国語の書籍や漫画本、絵本の設置・拡充を推進されたい。	漫画本を設置していない留置施設もありますが、英語やベトナム語等の書籍を全ての留置施設に準備しています。 なお、今後も収容状況に応じ、必要な書籍の増冊に務めます。

7 施設職員の職場環境等について

意見の要旨	改善等の措置状況
留置管理部門には、捜査部門等への登竜門的位置付けが与えられていることや署長等幹部とのコミュニケーションが取れていることなどが、留置担当官の勤務に対するモチベーションにつながっていることが窺えた。	今後も留置担当官に対する士気高揚施策を促進します。
留置施設の老朽化等の問題も留置担当官の工夫や努力で解決されていることから、勤務環境等の改善にも配慮を怠らないようにされたい。	留置担当官の要望や留置施設視察委員会の意見を参考に施設改修を進めるなどして、留置担当官の職場環境の改善に努めます。

8 新型コロナウイルス感染症への対応について

意見の要旨	改善等の措置状況
感染法上の位置づけが「5類」に引き下げられ、各種感染対策も緩和されつつあるが、留置施設は不特定多数の者を収容し、逃走防止等の観点から一定の閉鎖性を有するなど感染が拡大しやすい状況にあるため、引き続き基本的な感染防止対策を適切に講じられたい。	引き続き、感染防止対策を徹底し、被留置者の適正処遇に努めます。